調査研究

「最賃」に張り付いた清掃員の　　賃金から公契約条例を考える！

－ビルメン企業調査と札幌市の入札・契約改革－

　　　　　　　　　　　　　　　 ２０１３．７　　　　　　　　　　　　　　　NPO建設政策研究所　研究員　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　NPO労働相談・組合づくりセンター　理事長

佐藤　陵一　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ryo-sato@hyper.ocn.ne.jp

はじめに

1. ビルメンテナス業界の構造と調査結果の概要

（１）道外大手と市内は「大手」「中小」の構造

（2）清掃業務は女性パートが主役

（3）賃金水準を規定している最低賃金

（4）アンケートで明らかになったその他の現状

（5）公契約条例には多数が「反対」を表明

2. 札幌市の入札・契約制度の概要－清掃・警備・設備管理を中心に－

（１）国の基準が市の基準となっている

　❶保全業務における積算の体系

　❷直接人件費を算定するしくみ

（2）指名競争入札が行われている保全業務

（3）急展開する入札・契約制度の見直し

（4）入札・契約の制度改革の中心

3. 「道ビルメン協会の要望と札幌市の回答」と入札・契約の「制度改革」の現状

（１）保全業務の入札・契約問題の全体像

（2）「最賃割れ」が続いてきた最低制限価格

（3）入札制度を考える視点

❶最低制限価格の改定

❷保全業務への「複数年契約」の導入

4. 札幌市公契約条例の意義の再確認

（１）「意見」欄に記載された反対意見

(2)道ビルメン協会の「見解」

（3）社会的合意のための重要な論点

　 ❶公契約条例は「そもそも」が限定的である

　 ❷次元が異なるが、やはり「法規制」である

　 ➌「不条理」な現実は変革が求められる

5. まとめ 第1～第5

「最賃」に張り付いた清掃員の賃金から公契約条例を考える！

－ビルメン企業調査と札幌市の入札・契約改革ー

佐藤　陵一

はじめに

「NPO労働相談・組合づくりセンター」は2013年5月末から北海道ビルメンテナス協会（以下、道ビルメン協会又は「協会」と略）の札幌地区の会員企業68社を対象にアンケート調査とヒアリングを行ってきた。調査の動機は、「NPO建設政策研究所北海道センター」が予定している「地方議員研修会」における筆者の問題提起をより適切に準備することにあった。加えて「せいそうユニオン」の立ち上げで明らかになった清掃労働者の低賃金構造の背景とさらに札幌市公契約条例の制定につよく反対しているビルメンの各企業の「真意」を量りたいとの思いであった。

「労働組合づくり」をサポートしている「NPO」の調査に企業の理解が得られるのか、懸念があったが、予想外に協力が得られた。深く感謝する次第である。

本報告の構成は、はじめに「アンケートとヒアリング結果の概要」を紹介し、次に「札幌市の入札・契約制度の実態と制度改革」を概括し、ひるがえって「ビルメン業界・個別企業の札幌市に対する要望」をとりあげている。そして以上を踏まえ、「札幌市における公契約条例制定の意義」を再確認し、最後に「調査を通じて明らかにされた課題」をまとめている。

１．ビルメン業界の構造と調査結果の概要

北海道ビルメンテナス協会の会員企業数は211社（2013．4）であり、その地域分布は〔表1〕による。「協会」はビルメンテナス企業のおよそ3～4割の加盟と推定している。

本調査は札幌地区85社の正会員から小樽、江別など近郊市に本店を有する企業を除外し、札幌市内の本社企業と道外企業が支店等を有する合計68社を対象にアンケートを郵送し、協力が得られた企業に対し、さらにヒアリングの実施という手法をとっている。なお、電話により追加的回答を得た企業もヒアリングに数えている。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **〔表1〕　道ビルメンテナス協会の会員数** | | | | |
| 地区 | 正会員 | 準会員 | 賛助  会員 | 計 |
| 札幌 | 85 | 2 | 14 | 101 |
| 旭川 | 11 | 9 | 0 | 20 |
| 北見 | 4 | 6 | 0 | 10 |
| 釧路 | 9 | 7 | 0 | 16 |
| 十勝 | 8 | 11 | 0 | 19 |
| 苫小牧 | 6 | 6 | 0 | 12 |
| 室蘭 | 7 | 2 | 0 | 9 |
| 函館 | 14 | 10 | 0 | 24 |
| 計 | 144 | 53 | 14 | 211 |

1. 道外大手と市内は「大手」「中小」の構造

68社のうち、本社が東京等の企業は10社である。いわゆる「道外大手」である。回答を得られなかった企業についてはHPによって全国の従業員数を示している。

サービス業の中小企業は「常時使用する従業員の数が100人以下」と定義[[1]](#footnote-1)されているが、パートが多数を占める業界の実態から定義による区分はしていない。　　　　　　　　　　　　

　〔表２〕は調査対象の68社を対象とする全従業員数とパート労働者とそのうち女性の比率である。

※印は道外本社企業である。〔表２〕においては「道外大手」の3社[[2]](#footnote-2)の札幌の従業員数とさらに道内最大手の整理番号4（1,298人、HP）企業からパート労働者数の回答が得られず、整理が「未完」となっている。なお、数字はアンケートへの回答、次にヒアリングと電話での問いあわせ、さらにHPを通じて得られたもので示している。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 〔**表2〕　道ビルメン協会（札幌）の68社の従業員数とパート労働者** | | | | | | |
| 整理  番号 | 全従業員数  （人） | うちパート  （％） | | うち女性  （％） | |
| １※ | 90 | 17 | 19 |  |  |
| 2 | 1,063 | 668 | 65 |  |  |
| 3 | 173 | 117 | 68 | 106 | 91 |
| 4 | 1,298 |  |  |  |  |
| 5 | 153 | 51 | 33 | 22 | 43 |
| 6 | 170 | 160 | 94 |  |  |
| 7 | 68 | 65 | 94 | 65 | 100 |
| 8 | 222 | 118 | 53 | 100 | 85 |
| 9 |  |  |  |  |  |
| 10 | 310 |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |
| １２ | 220 | 180 | 82 |  |  |
| 13※ |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 | 190 | 110 | 58 | 110 | 100 |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 1７ | 150 | 141 | 94 |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 | 78 | 40 | 51 |  |  |
| 20 | 135 | 100 | 74 |  |  |
| ２１ | 300 | 220 | 73 |  |  |
| 22 | 122 | 60 | 49 | 40 | 67 |
| 23 | 31 | 20 | 65 |  |  |
| 24 | 121 | 103 | 85 |  |  |
| 25 | 325 | 200 | 62 |  |  |
| 26 | 60 |  |  |  |  |
| 27※ | １１３ | 92 | 81 | 89 | 97 |
| 28 | 300 | 290 | 97 |  |  |
| 29 | 195 | 129 | 66 | 119 | 92 |
| 30 | 360 | 280 | 97 |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |
| 32 | 132 | 92 | 70 |  |  |
| 33 | 210 | 180 | 86 |  |  |
| 34 | 240 | 200 | 83 |  |  |
| 35※ | 121 | 70 | 58 |  |  |
| 36※ | 1,825 | 1,644 | 90 | 1,349 | 82 |
| 37 | 64 | 57 | 89 |  |  |
| 38 | ― | ― |  | ― |  |
| 39 |  |  |  |  |  |
| 40 | 1,167 | 796 | 68 |  |  |
| 41 | 2,220 | 1,808 | 81 | 1,537 | 85 |
| 42※ | 5 |  |  |  |  |
| 43 | 260 | 90 | 35 |  |  |
| 44 |  |  |  |  |  |
| 45 | 2,750 | 1,400 | 51 | 1,120 | 80 |
| 46 |  |  |  |  |  |
| 47 |  |  |  |  |  |
| 48 | 238 | 168 | 71 | 127 | 76 |
| 49 |  |  |  |  |  |
| 50※ | 62 | 36 | 58 | 30 | 83 |
| 51※ |  |  |  |  |  |
| 52※ |  |  |  |  |  |
| 53 |  |  |  |  |  |
| 54 | 52 | 30 | 58 | 26 | 87 |
| 55 | 2,127 | 1,971 | 93 | 1,183 | 60 |
| 56 | 670 | 580 | 87 |  |  |
| 57 | 410 | 300 | 73 |  |  |
| 58 | 280 | 160 | 57 | 140 | 88 |
| 59 |  |  |  |  |  |
| 60 | 395 | 340 | 86 | 264 | 78 |
| 61 | 30 |  |  |  |  |
| 62 | 1090 | 993 | 91 | 753 | 76 |
| 63 |  |  |  |  |  |
| 64 |  |  |  |  |  |
| 65 |  |  |  |  |  |
| 66 | 310 | １５１ | 49 | １３３ | 88 |
| 67 | 156 | 140 | 90 | 100 | 71 |
| 68 |  |  |  |  |  |
| 計 | 21,059 | 14,357 |  |  |  |

調査結果では全従業員に占めるパート労働者比は74.2％となった。(パート労働者数14,337人÷対象企業全従業員数19,306人)

札幌市内本社で全従業員が1,000人を超える企業が7社あるが、道内銀行、旧国鉄、中央バス、定鉄などの「系列」とマンション管理、機械警備など「専門」の特徴が沿革等でわかる。整理番号4番を除く6社の全従業員数は10,417人でパート労働者は7,636人で比率は73％である。道内大手企業が清掃員などパート労働者の労働条件を左右する大きな位置にあることがわかる。

札幌の清掃業界は道外大手と「道内大手」「市内中小」の３極構造といえる。

（2）清掃業務は女性パートが主役

道ビルメン協会は、札幌地区85社の清掃労働者を16,000人としている。また、パート労働者のうち、常勤従事者（フルタイム）が30.8％、パート・臨時従事者（短時間）を69.2％[[3]](#footnote-3)としている。

調査では女性の割合を有効回答19社で見ると100％が2社、90～99％が3社、80～89人が8社であり、平均は81％であった。

清掃業務のパート労働は女性が主役で彼女たちがビルメン業界を底支えしているといえる。そして清掃労働者を16,000人とすると5,800人がフルタイムパートで生計を柱（ささえ）ていることになる。

〔表3〕は市内企業のパート労働者の雇用比率を従業員数の規模別に区分したものである。単純平均で1社あたり314 人である。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **〔表3〕市内企業の規模別のパート労働者雇用比率** | | | | |
| 従業員数による区分  （人） | 企業数 | 従業員数の計 | うち  パート労働者 | パート労働者の割合 |
| 31～50 | １社 | 31人 | 20人 | 65％ |
| 51～100 | 6 | 414 | 245 | 59 |
| 101～150 | 6 | 744 | 517 | 69 |
| 151～200 | 6 | 1,037 | 690 | 67 |
| 201～250 | 5 | 932 | 846 | 91 |
| 251～300 | 4 | 1,140 | 760 | 67 |
| 301～500 | 5 | 1,800 | 1,271 | 71 |
| 501～１000 | １ | 670 | 580 | 91 |
| 1001～2000 | 3 | 3,470 | 2,457 | 71 |
| 2001～ | 3 | 7,104 | 5,179 | 73 |
| 計 | 40 | 17,342 | 12,565 |  |
| 単純平均 |  | 436 | 314 | 72 |
| パート不明 | 5 | 1,703 |  |  |

（3）賃金水準を規定している最低賃金

①調査では最低・最高時給を尋ねているが、最低時給は最賃と同額の719円であった。

（１１社、回答企業の69％。なお同水準の720円が4社、722円が1社）

鮮明になったのはビルメンテナス業界の清掃業務の賃金が「基準は最賃」の現実にあることである。この点は、労働者も「最賃改定が賃上げ」であり、賃金イコール最賃との認識にある。

②最高時給は企業により異なるが、ヒアリングで明らかになった業務はボイラー施設管理、警備員、駐車場管理、特別清掃などであり、「すべて」が時給であり、「フルタイム」又は「短時間」の時間給労働である。本調査ではこれらの労働者をパート労働者として括っている。

③最低賃金に関し、「せいそうユニオン」の立ち上げに際して明らかになった事実を補足しておきたい。

■賃上げは毎年10月、最低賃金の発効日から最賃額に引き上げられる。区役所と区民センターの清掃員において例外はなかった。

■「公共」の清掃業務は、「A－キャリア6年以上（1,050円、2013年）」「B－3年～6年（950円、同）「C－3年未満（837.5 円、同）」の3段階で積算されているが、現場ではキャリアが考慮されず、経験年数にかかわらず719円であった。

■会社が「不落札」の場合、雇用は慣例的に落札会社に継続される[[4]](#footnote-4)が、その場合は「新採用」となる。したがって有給休暇は毎年6ヶ月後の取得である。

ある区役所の清掃員が「7年間、仕事は同じ、賃金は最低賃金、変わったのは会社の名前だけ」〔表4〕と自嘲的に話したのが印象的であった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **〔表4 〕しごとは同じ、賃金は最賃。変わったのは会社の名前だけ** | | |
| 会社 | 期間 | 時給１０月改定 |
| S社 | 18．8．30～19．3．31 | 638円→644円 |
| S社 | 19．4．1～20．3．31 | 644円→654円 |
| W社 | 20．4．１～21．3．31 | 654円→667円 |
| W社 | 21．4．１～22．3．31 | 667円→678円 |
| S社 | 22．4．１～23．3．31 | 678円→691円 |
| TW社 | 23．4．１～24．3．31 | 691円→705円 |
| T社 | 24．4．１～25．3．31 | 705円→719９円 |
| Ⅰ社 | 25．4．１～ | ７１９円 |

（4）アンケートで明らかになった他の現状

①市内企業の経営状況について前年比の売上を「増加」「変わらず」「減少」の3択で尋ねているが、「増加」－２企業（有効回答１５社）、「変わらず」－６社、「減少」－７社であった。

②〔表5〕は業務全体における「公共」「民間」の比率であるが、有効回答が少なく、１２社の

|  |  |
| --- | --- |
| **〔表5 〕売上に対する公共業務の割合** | |
| 公共受注  の比率 | 会社数 |
| 0％ | １ |
| 10％未満 | １ |
| 10％台 | ５ |
| 30％台 | ０ |
| 40％台 | １ |
| 50％台 | ２ |
| 60％台 | １ |
| 70％台 | １ |
|  | |

うち「公共」の比率は75％が最高であり50％以上が４社、10％台が最も多く5社であった。

　「公共」が50％以上を占める企業の公契約条例に対する賛否とその理由が注目されるが、3社が「反対」、1社が「ノーコメント」であった。なお、理由欄には「反対」の率直な理由が述べられている。

③アンケートでは、企業が清掃労働者の確保について、「苦労している」「苦労していない」の2択で尋ねている。「苦労有り」が有効回答１５社のうち７社であった。この問いを行った意味は、職業安定法45条にもとづく労働組合の「労務供給事業」の条件を探ることにあった。

**（5**）公契約条例には多数が「反対」を表明

札幌市の公契約条例（案）には8社が「反対」としている。「賛成」は1社、「条件つき賛成」が２社、「ノーコメント」が4社、「無回答」が1社であった。なお、反対理由としては「協会ホームページと同意見」[[5]](#footnote-5)との回答が特徴であった。

公契約条例については「札幌市公契約条例の意義の再確認」において論述する。

2．札幌市の入札・契約制度の概要－清掃・警備・設備管理を中心に－

1. 国の基準が市の基準となっている

建物の清掃業務、警備業務、ボイラー等設備運転・監視業務等は「保全業務」と称されている。この根拠は「官公庁施設の建設等に関する法律」にあり、そのもとに「国家機関の建築物及びその付帯施設の保全に関する基準」[[6]](#footnote-6)が定められている。この技術基準が「建築業務保全単価」であり、地方自治体でも広く活用され、札幌市も使用している。

なお、「建築保全業務単価」について札幌市は「マル秘ではなかった」としながらもHPで公開したのは2013年度からである。他方、「協会」は10年前頃から議会議事録で知り得るようになったとしている。

本調査では入札・契約制度に関し、さし当たり、①予定価格を構成する積算とそのあり方を検討し、次いで②企業の保全業務への参入を左右する入札制度、すなわち札幌市の競争政策について検討している。

❶保全業務における積算の体系

保全業務費の費目は、直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費及び消費税相当額であり、その構成は〔表6〕である。

これは「積算の手順である」と説明されている。 各費目の詳細は「建築保全業務積算基準」[[7]](#footnote-7)に示されている。

札幌市は労働団体に対し、保全業務費の構成比率を「直接人件費プラス直接物品費（直接人件費の4～6％）を『直接業務費』とし、これに6～10％の『業務管理費』を加えたものが『業務原価』となり、さらに一般管理費（法定福利費など）として20～25％を加算したもの」と説明し、これが予定価格になるとしている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **〔表6〕　保全業務費の構成** | | | |
| 直接人件費 | ＋ | 直接物品費 | |
| **↓** | | | |
| 直接業務費 | ＋ | | 業務管理費 |
| **↓** | | | |
| 業務原価 | ＋ | | 一般管理費 |
| **↓** | | | |
| 業務価格 | ＋ | | 消費税分 |
| **↓** | | | |
| 保全業務費 |  | |  |

すなわち保全業務は「予定価格の60～70％が人件費」[[8]](#footnote-8)という典型的な労務集約型の業務といえる。

❷直接人件費を算定するしくみ

直接人件費（Σ、シグマ）は労務総量×労務単価で求められる。労務総量は「歩掛りに機器の台数、点検回数並びに清掃面積、清掃回数等の所要数量を乗じて算定」されている。

労働時間は「午前5時から午後10時までの間の8時間」を正規の勤務時間としている。なお、「歩掛り」とは予定価格の算出のための単位当たりの標準作業量[[9]](#footnote-9)のことである。「協会」は「未だ不十分だが、公平公正な入札のためには予定価格積算の基準として示されただけでも進展した」[[10]](#footnote-10)と今回の改定を評価している。

労務単価は1日（8時間）当たりの単価であり、「日割基礎単価」と称され、時間額ではなく日額表記である。この内容は各技術者等の「年間当たりの平均的な賃金（基本給、家族手当、住宅手当、通勤手当等の基準内手当及び賞与）を当該平均的な年間労働日数で除したもの」[[11]](#footnote-11)とされている。

保全業務の労務単価区分は「清掃員A～C」「警備員A～C」「保全技師がⅠ～Ⅲ」「保全技師捕、技術員、技術員捕」の１２段階、〔表7〕の内容で区分されている。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **〔表7〕　保全業務の技術者区分と札幌市の基準単価**  **2013年4月1日現在** | | | | |
| 最低賃金額 | | | 719 |  |
|  | 技術者区分 | 日額 | （時給） | 技能・実務経験等 |
| 清掃員 | A | 9,200 | 1,150 | 実務6年以上 |
| B | 7,600 | 950 | ３～6年 |
| C | 6,700 | 837.5 | 3年未満 |
| 警備員 | A | 11,700 | 1,317 | 施設警備1級 |
| B | 9,100 | 1,024 | 施設警備2級 |
| C | 8,600 | 968 | 実務3年未満 |
| 保全技術者 | 技師Ⅰ | 18,100 | 2,037 | 実務15年以上 |
| 技師Ⅱ | 16,800 | 1,890 | 15年程度 |
| 技師Ⅲ | 18,400 | 2,070 | 建築士資格者 |
| 技師補 | 14,500 | 1,632 | １0～15年 |
| 技師員 | 13,800 | 1,553 | 5～10年 |
| 技師員捕 | 12,500 | 1,407 | 5年未満 |
|  | 電話交換手 | 9,300 | 1162.5 | 市の独自算定 |
| （札幌市HPと「建築保全業務積算要領」から作成）  参考－基準単価は、北海道は全道一円で同金額。なお清掃員Cで比較すると東京都は1,087円である。 | | | | |

直接人件費の算定について清掃員Cを例にとると日額賃金6,700円（時給換算837.5円）には賞与・諸手当分が含まれている。すなわち基本給は最低賃金が実勢賃金（719円×8時間＝5,752円）であるから残りの948円が賞与・諸手当分となる。

他方、労働者調査では過去に年末に「寸志」をもらった例が1件あったが、現在は交通費以外の手当は皆無であった。

1. 指名競争入札が行われている保全業務

札幌市は競争政策について基本的には「一般競争入札」が原則としているが、実際には地方自治法施行令を根拠に「指名競争入札」を行っている。

この指名競争の入札参加数は予定価格の額に応じて〔表8〕が定められているが、競争性や公平性、入札機会の確保の観点から実績等を考慮しながら、規定の2倍程度の企業を指名しているとしている。

|  |  |
| --- | --- |
| **〔表8 〕役務契約の指名競争入札参加者数**  **（札幌市契約管理課）** | |
| 予定価格 | 参加者 |
| 300万円未満 | 3人以上 |
| 300万円以上1,000万円未満 | 5人以上 |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 7人以上 |
| 3,000万円以上 | 10人以上 |

札幌市の入札・契約のあり方に対し、アンケートでは厳しい意見が寄せられている。

●「市内業者育成が現行制度では不十分である。むしろ市外業者への開放に向かっている。」（整理番号5）

●「積算根拠が分かりづらく、現在は宝くじを引くような入札になっている」（整理番号７）

●「札幌市は落札・履行開始後に履行要件として労働者の賃金支払状況や社会保険加入状況等を調査し、その結果重大な法令違反を把握したにもかかわらず、指名停止や契約解除等のペナルティを科さないのは疑問である」（整理番号45）

●「全体的に見ると統一した考え方がないように思える。労務費及び管理費の考えを統一した上で適正な予定価格を設定していただきたい」（整理番号48）

●「応札すれど落札金額が安すぎて手が届かない。今後は応札を断念したい」（整理番号50）

●「札幌の入札は抽選と同じです。大量にいる業者が100～200位の入札案件の当りを願っているだけです」（整理番号58）

1. 急展開する入札・契約制度の見直し

2期目を迎えた上田文雄市長が公約にもとづき2012年3月定例市議会に「札幌市公契約条例」（仮称）案を提出した。「『コウケイヤク』ってなに？」が多くの市民的な受け止めであった。

公共工事、業務委託において直接的な条例の対象となる建設・ビルメン・警備の関係業界と札幌商工会議所がすばやく反応し、「入札・契約制度の改革が先。条例は反対」と動きを表面化させた。他方「公契約条例の制定を求める会」[[12]](#footnote-12)の市民集会など世論喚起が広がり、「攻防」が続いた。

市長の与党は民主党であるが、業界が反対するもとで自民党は反対し、公明党も同調し、賛否が拮抗している。

こうした中で建設業界が「モデル事業」により「条例」の効果の検証を求め、さらに札幌市と関係業界の「公契約に係る関係者会議」が開催されるに至った。

札幌市の「業界対策」が「後手」に回ったのは否めない。市の理事者により、業界そして議会との「合意」がめざされたが、市民的には事態が全く不透明なまま「条例」は継続審議となった。その後、1年が経過するが「条例」案は「塩漬け」にされ、混迷が深まっている。

この間、関係3業界団体がそれぞれ「入札・契約に対する要望」を矢継早に提出している。道ビルメン協会の「要望」は従来、年１回程度であったが、「条例」提案を機に、これまで「請負」が「請け負け」といわれてきたあり方に対し、業界が正面から「反撃」する構図となっている。

1. 入札・契約の制度改革の中心

「業界は要求し過ぎだ」[[13]](#footnote-13)との声があがる一方、入札・契約制度改革が大きく動き始めている。その中心は「最低制限価格」の改定と「複数年契約」の導入である。最初にこれまでの入札結果をリアルに見ておきたい。

〔表9〕は市役所本庁舎の清掃業務、警備・案内、駐車場管理業務の過去5年間の契約状況である。

以下、注視すべき点である。

■契約金額は経年的に減少する傾向にある。「仕様」の変更なしに契約額が減少すれば企業の「利益減」や「労働強化」につながる。札幌市の予算シーリングの検証が必要である。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **〔表9〕市役所本庁舎の保全業務における過去5年間の契約状況** | | | | | |
|  | 清掃業務１  地下2～１階 | 清掃業務2  2～4階 | 清掃業務3  5～7階 | 清掃業務4  8～19階 | 警備・案内  駐車場業務 |
| 契約方法 | 一般競争入札（WTO） | 一般競争入札（WTO） | 一般競争入札（WTO） | 随意契約 | 指名競争入札 |
| 2008年度 | 東京綜合管理（株）  6,205,500 | キョウワプロテック（株）  6,426,000 | （株）エヌビーイー札幌支店  6,413,400 | 社・札幌市母子寡婦連合会  60,585,000 | （株）東洋実業－警備・案内  59,094,000  帝国セキュリティ（株）－駐車場  16,543,800 |
| 2009年度 | 東京綜合管理（株）  5,859,000 | （株）サニー美装工業  6,100,500 | （株）サニー美装工業  6,111,000 | 社・札幌市母子寡婦連合会  59,073,000 | （株）東洋実業  56,700,000 |
| 2010年度 | 東京綜合管理（株）  5,279,400 | （株）シスム  5,922,000 | （株）武翔総合管理  5,770,800 | 社・札幌市母子寡婦連合会  50,820,000 | （株）東洋実業－議会警備分含む  62,874,000 |
| 2011年度 | 東京綜合管理（株）  5,481,000 | キョウワプロテック（株）  5,021,100 | （株）武翔総合管理  5,380,200 | 社・札幌市母子寡婦連合会  49,035,000 | 北陽警備保障（株）  56,479,500 |
| 2012年度 | 東邦リライアンス（株）  5,323,500 | キョウワプロテック（株）  4,891,950 | 東邦リライアンス（株）  5,271,000 | 社・札幌市母子寡婦連合会  47,145,000 | （株）東洋実業  68,880,000 |
| （札幌市契約管理課資料により作成） | | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **〔表10〕　「不落札」による受注企業の交代状況** | | | |
| 区 | 公共施設 | 2013年度の受注企業 | 「協会」会員 |
| 中央 | 区役所 | 交代 | 会員 |
| 区民センター | 指定管理者 |  |
| 駐車場 | 交代 | 未加盟 |
| 北 | 区役所 | 交代 | 会員 |
| 区民センター | 継続 | 会員 |
| 駐車場 | 交代 | 未加盟 |
| 東 | 区役所  区民センター | 交代 | 未加盟 |
| 駐車場 | 継続 | 未加盟 |
| 白石 | 区役所  区民センター | 交代 | 会員 |
| 駐車場 | 継続 | 未加盟 |
| 厚別 | 区役所  区民センター | 交代 | 加盟 |
| 駐車場 | 交代 | 未加盟 |
| 豊平 | 区役所  区民センター | 継続 | 未加盟 |
| 駐車場 | 交代 | 会員 |
| 清田 | 総合庁舎 | 交代 | 会員 |
| 駐車場 | 継続 | 会員 |
| 区民センター | 指定管理者 |  |
| 南 | 区役所  区民センター | 変更 | 会員 |
| 駐車場 | 交代 | 未加盟 |
| 西 | 区役所 | 交代 | 会員 |
| 区民センター | 交代 | 会員 |
| 駐車場 | 継続 | 未加盟 |
| 手稲 | 綜合庁舎 | 交代 | 未加盟 |
| 駐車場 | 交代 | 会員 |

■「母子福祉団体」への随意契約は特別対策（地方自治法施行令第167条の２の３）であるが、「優遇策」はなく、積算上は他の発注と同様である。市役所の8～19階の清掃を担っている母子・寡婦の清掃員の時給は719円である。4年間で22％の委託費が減額されているがその合理性にはつよい疑問が残る。

　〔表10〕は本庁舎以外の10区役所・区民センター、駐車場管理の2013年度入札において「不落札」により会社が交代した状況である。清掃業務では継続が北区民センターと豊平区役所・区民センターの２契約のみであり、10契約単位が前年度企業とは「落札」企業が異なっている。「複数年契約」は企業のつよい要望である。

毎年のように、「会社は変わる」が落札した企業が慣れた清掃員を「新採用」し、業務はそのまま行われる。

「最賃しか払わないのなら、市の直接雇用の方がコストは安くつく。仕事はちゃんとできる」とは、「官製ワーキングプワ」に対する労働者の憤りである。

3．道ビルメン協会の「要望」と札幌市の「回答」と入札・契約の「制度改革」の現状

（１）保全業務の入札・契約問題の全体像

「入札制度に対する道ビルメン協会の『要望』と札幌市の『回答』」（要旨）を〔資料〕に示している。保全業務の入札・契約問題についての全体像である。

最初に指摘しておきたいのは「協会」の札幌市政への「不信」である。すなわち「入札改善に関する要望に対し‥当選以来8年にわたり真摯な対応をしていただけなかった。条例発表後、（新年度からの）予定価格の積算方法統一の徹底や最低制限価格の引上げ‥その他の改善要望にやっと検討してもらえた」[[14]](#footnote-14)という思いにある。

こうした経緯を念頭に「要望」と「回答」の意味合いを説明する。表現は筆者の「直訳」である。

❶は「予定価格が積算基準にもとづいていない」として是正を求めるもの。「協会」が「交通局は未だに明確な基準による積算が行われていない」[[15]](#footnote-15)と「告発」する現実にある。なお、「WTO案件」は後述する。

❷は直接人件費の最低制限率「100％」が焦点である。説得的な札幌市の回答はない。

➌法令遵守の徹底と不良・不適格企業の排除の問題である。市が履行要件を定め、「確認を徹底したい」という段階にある。

➍履行要件[[16]](#footnote-16)について企業が「業務費内訳書」など労働者の労働条件に関する6種類の「書面」を提出する。企業が賃金について「A・B・Cの区分により幾ら支払う」のかを市が把握できる。運動にとって重要な検討対象である。

❺「検査・評価」については試行実施の段階にある。

❻「複数年契約」は後述する。

❼公契約条例の制定に対する道ビルメン協会の札幌市に対する公式の「物言い」は「‥条例制定にあたっては、対象従業員を限定することなく、受注企業全体の労働環境改善に（入札・契約改善による増額を）使用することとしていただきますようお願いします」というものである。これは、賃上げが担保されず、「条例」の「変質」あるいは「骨抜き」といわざるを得ないものである。

（2）「最賃割れ」が続いてきた最低制限価格

道ビルメンテナス協会は清掃労働者に対し「最低賃金しか払えない」理由の一つを最低制限価格（率）〔表11〕に求めている。「協会」の主張は一面では「的」を得ている。反面、その結果の「しわ寄せ」を労働者が一身に受けてきた事実には触れられていない。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **〔表11〕「最賃」を下回ってきた最低制限価格（率）による清掃員Cの時給額（円）** | | | | | |
| 年度 | 最賃 | 清掃員C単価 | 最低制限価格 | | 最賃を下回った額 |
| 率 | 額 |
| 2008 | 667 | 700 | 70 | 490 | －177 |
| 2009 | 678 | 713 | 70 | 499 | －179 |
| 2010 | 691 | 788 | 70 | 552 | －139 |
| 2012 | 719 | 763 | 90 | 687 | －32 |
| 2013 | （719） | 838 | 90 | 755 | ＋35 |

〔表11〕について、「協会」を代弁すると、「2013年度4月から清掃員C単価は8.8％引き上げられ838円となった。最低制限価格（率）も90％に改定されたので755円がの受注における賃金単価最低額となる。他方、最低賃金額は10月改定まで719円であり、その限りではプラス35円となる。『賃上げ可能』の根拠である。しかし過去、賃金単価は『最賃割れ』の受注で推移し、企業は自らの懐を痛めて最賃額を支払ってきた。業界は疲弊している。したがって賃上げはできない」というものである。

　他方、最低制限価格（率）が90％に引き上げられたことにより、ビルメン業界全体で3億円の増収となり、公契約条例の施行を予定し、保全業務の委託費(1,000万円以上)では8,500万円の「賃上げ効果」になる[[17]](#footnote-17)ことは確認しておきたい。

（3）「入札制度」を考える視点

札幌市の入札・契約制度改革の中心である「最低制限価格」の改定と「複数年契約」の導入について検討する。前提となる筆者の視点は次の通りである。

第1は「入札制度の本質」についてである。すなわち「入札は『公平性』を保ち、何らかの客観的な基準で取引企業を選ぶため、契約・取引のために『入札』方式がとられている。入札制度は中立的制度として存在していない。その時々、多くの収益を得るためにつくりだされ、その業界構造を維持する装置である。指名競争入札は指定された特定業者の収益を保証した制度」[[18]](#footnote-18)との認識にある。

第2は「指名競争入札」では天下り、贈収賄等をともないながら「談合」が繰り返し社会問題化してきたが、「『談合』は公式の入札・契約制度の欠陥を補う一つの公式システムであった」[[19]](#footnote-19)という指摘を意識している。

**❶**最低制限価格の改定

　札幌市の「最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定基準の改正」が2012年4月から実施されている。最低制限価格は「落札の下限額」であるが、従来は「定率方式」、すなわち予定価格の70％であった。これは受注者のとっては、例えば予定価格が1,000万円であっても競争の結果700万円での落札があり得ることを意味する。企業にとっていわゆる「採算割れ」の発生である。理論上、「人件費」の積算も70％ となり、人件費が最賃を割り込む受注を強いられるのである。

「最低制限価格」の改正後は「積上げ方式」、すなわち積算体系に応じた算定方式とされている。具体的には①直接人件費の額×90％(※)＋②直接物品費の90％＋③業務管理費の70％＋④一般管理費等の70％＋①～④以外の経費の70％で算定される。※印の90％の額は、最低賃金以上という意味である。

「協会」は前述のようの「最低制限価格(率)」の改正に対し一定の評価をおこなっている。

❷保全業務への「複数年契約」の導入

　さし当たり、2点について整理が必要である。第１は「入札制度」という競争政策の基本であり、第2は「複数年契約」と「WTO案件」との関係である。

　第１の競争政策では、地方自治法（第234条）で「一般競争入札」が原則であり、「指名競争入札、随意契約は又はせり売りは、政令で定めるときに限り、これによることができる」が基本である。

　第2の「WTO案件」[[20]](#footnote-20)とは札幌市も適用される政府調達契約のことである。具体的には、保全業務の入札にアメリカなど国外企業が平等に取扱われ、参入できることになる。

■複数年契約は可能なものから順次の方針にある。月額52万円未満（予定価格）×48ヵ月≧2500万円は対象とならない。

庁舎清掃は年額625万円未満案件（52万円×12か月）は複数年導入後もWTO案件とならない。

同じ複数年契約でも625万円以上は今年度からWTO一般競争となる。

なお、WTO案件は「自由競争」であるので①一般競争入札、②最低制限価格の設定ができない、③地元企業限定ができないという「しばり」ある。

■単年度契約は「1年未満のもの」「複数年契約に適せないもの」が対象となる。この時、予定価格1,000万円（単年度）以上の「制限付一般競争入札」の試行が道ビルメン協会の「反対」で未実施にある。「制限」とは1,000万円という金額のことであり、「市内に本店又は支店の存在」という「地域要件」が設定されている。

1,000万円未満はこれまでと同様に指名競争入札で行われるが、参加者は「市内本店」に限定される。つまり「道外大手」は参入できない。

複数年契約とWTO案件の関係を契約管理課の資料で図解する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **複数年契約導入にもとづくWTOの適用** | | | |
| 清掃 | 業務区分 | WTO適用 | |
| 予定価格区分  （年額） | 複数年  導入前 | 複数年  導入後 |
| 625万円未満 | × | × |
| 625万円以上2,500円未満 | × | ○ |
| 2,500万円以上  （WTO適用） | ○ | ○ |
| 警備  設備管理 |  | × | × |

4．札幌市公契約条例の意義の再確認

札幌市の公契約条例制定の意義の再確認が本節の主題である。多様に議論が可能であるが、最初に本調査で意図したビルメン業界の「真意」を紹介する。次いで「条例」の社会的合意のために筆者が重要と考える論点を述べる。

（1）「意見」欄に記載された反対意見

本調査では各企業の公契約条例に対する賛否を問うととともにその「理由」を述べてもらう協力を求めている。

公契約条例への賛否は、賛成―１、条件付賛成－２、ノーコメント－４、無回答―2、反対－８であった。

「意見」欄への記載は次の通りである。

●整理番号５（公共比率75％）－賛成派の皆様は業界構造や現行条例の施行がどのような悪影響をもたらすのかを理解していないと思う。現行のような条例制定では、業界全体が疲弊する方向に行ってしまう。最低賃金制度とは別に条例で作業者の下限賃金を定めるだけでは何もならない。ビルメン業務の入札は人件費を「競り」にかける制度であり、最低水準が上がれない。それ以外の交通費や教育訓練費の圧縮や中間管理職以上の給与削減に向かう。この方向は企業の付加価値低下をもたらし、業界そのものの疲弊を生むだけである。

●整理番号7（公共比率54％）－清掃作業

は標準化しており、同じ作業を行っても札幌市の物件を行う清掃員だけの時給分が高いのは労働者の不公平感を生む。

●整理番号45（公共比率40％）

①賃金に関する条例は最賃法に違反しない

　のか。

②労使自治の介入及び民間企業への経営への介入はいかがか。

③自治体が民間企業に働く者（同一職務）の労働条件の格差と差別を助長することになる。

④労働関連法規の遵守問題の是正については、書類審査や立ち入り調査で社会問題化は避けられる。

●整理番号50（民間だけ）－現場を全く理解せず、頭の中だけで作成している。

●整理番号58（公共比率60％）札幌市だけ何かしら条例をつくったところで意味がないため。当社は札幌市の受注は10％もない。国・民間等で最賃割れの契約をほぼ強制されたり、相当疲弊している。

（２）道ビルメンテナス協会の「見解」

本調査では公契約条例について「北海道ビルメンテナス協会の㏋、『道新からの取材対応について』と同じ見解」[[21]](#footnote-21)の企業が多かった。「協会の見解」とは次の内容である。

「道新」の問い－札幌市の公契約条例案に対する現段階での賛否とその理由。

「協会」の回答－当初から明確に反対している理由。

* + - * 1. 清掃業務従事者の内、公契約条例の対象となるのは、予定価格が1,000万円以上の者だけであり、一部の者のみを対象にしており不公平である。市内会員の清掃作業従事者16,000人の内、約360人で3％弱しかいないこと。
        2. 97％の従業員からの賃上げ要求対応については、各企業で対処してほしいとのこと。
        3. 罰則規定を設けた賃金規制条例であること。
        4. 市長は条例を全国3,000の自治体に波及させるための労働運動として理解してもらいたいとのこと。

以上から「協会」としては「不公平に対する労使間・労労間の紛争や97％ の者に賃上げ対応することは困難であるので反対している」というものである。

（3）社会的合意のための重要な論点

公契約条例の社会的合意のためには「冷静」な議論が求められている。その意味で3点を述べる。

❶公契約条例は「そもそも」が限定的である

公契約条例はILO第94号条約(1949年)と勧告第73号（同)を基礎にしている。日本は批准していない。

「条約」の目的と趣旨は、ILO協会（「講座ILO(下）」、1999年）によれば、「①公的機関と民間機関との公契約は、低廉な条件提示で契約（落札の原則ママ）されがちであり、コスト削減の結果、低賃金が実現する可能性が高い。しかし、②公的機関はモデル使用者、民間機関の模範となる必要がある。だから、公契約に適正労働条項を挿入し、公正労働条件の確保、低賃金の除去を目的とするのが、本条約の趣旨」である。

公契約条例は「官製ワーキングプワ」が社会問題化する中で自治体の公契約に限定し、「貧困」の克服をめざす「法規制」である。同時に「貧困」の克服は限定的だが、「適正賃金」が「公共」から「民間」へ「波及」するのは必至であり、むしろその最初の第一歩と位置づけられている。

また、運動の側はILO協会が指摘する公的機関の「モデル使用者」「民間の模範」を意識している。すなわち（国）自治体の市場秩序に対する認識は「モデル使用者」「模範」の意識から程遠い。具体的には公契約において①「官・民」契約は発注者側が「独禁法」の対象外であり、②入札後の事業遂行は、「官の介入」として無用・不要であるとして「放任」されてきた。

労働者が発注者に賃上げを求めても「民・民」論の壁が立ちはだかっていたのである。

公契約条例は、発注者に対し、発注者が認識する「適正賃金」を鋭く問うとともにその「適正執行」を求めるものである。

❷次元が異なるが、やはり「法規制」である

「最賃法に違反する」「『民』への過剰な介入」は法理としては解決済みである。すなわち、「（公契約条例により）最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは、同法（最賃法）上問題となるものではない」[[22]](#footnote-22)と決着がついている。

「条例」の論理は、契約に合意した企業が自ら一定水準以上の賃金支払いを約束することは、強行法規（＝ 最低賃金）による義務づけとは性格が異なり、「契約自由の原則」に乗っとっているとの法理[[23]](#footnote-23)である。最低賃金とは次元がことなるが、やはり「条例」にもとづく「設定賃金」[[24]](#footnote-24)の支払いの義務付け、すなわち「法規制」なのである。但し、「いやなら契約（応札）しなければよい」と短絡できる話ではない。

運動側にとっては、①中小企業支援の「要求とその実現の道筋」(政策)を明確にして最賃額を引き上げ、最低賃金制度の「機能」を広げること。さらに②公契約条例を制定し、そのもとで「賃上げ」の実効性をはかること。この双方の役割を相乗的に描き、賃金の「底上げ」を展望することが求められている。

➌「不条理」な現実は変革が求められる

清掃労働者等が最低賃金に張り付いた賃金で生活を強いられているのは冷厳な事実である。ちなみに最低賃金額が生活保護以下との議論があるが、時給719円の清掃員が働きながら生活保護を申請すると「勤労控除」が適用され月額約42,000円が支給される。この意味することは札幌における「公認」の最低生活が月額155,000円の水準であることを示している。時給換算では922円[[25]](#footnote-25)である。公契約条例の制定後には「設定賃金」を「いくらにするのか」が業界代表も参加する「審議会」の最大のテーマとなる。

他方、道ビルメン協会は最賃割れの積算単価が何年も続き、「最低賃金の支給が精一杯」と主張し、「不公平に対する労使間、労労間の紛争に対応できない」としている。

「協会」の主張は否定すべくもないが、労働者にとっては「何も解決していない」のである。「ガマンせよ」としか聞こえないであろう。

現局面は「協会」が「当協会企業としては、できることなら従業員の賃金をあげてあげたい。‥しかしながら‥現状の企業体力からして難しく‥もう数年アベノミクスを含めた経済動向を見極める必要がある。‥適正な賃金を支給できる委託契約にしていただく理解が必要不可欠」[[26]](#footnote-26)との「弁明」にとどまっている。

5．まとめ－調査結果が明らかにし、さらに突き出している課題

札幌市の公契約条例をめぐる状況は、優れて政治的な様相を呈している。本調査結果は何よりも「条例」の早期制定を求めている。と同時に、突き出されている課題が重要である。論点を広げ、公契約条例を後景に追いやることは避けながら、課題にふれている。

**〔第1〕**は公契約条例の早期制定である。各党の賛否について参議院選挙（2013．7.4－21）における公開質問への回答で見たものが〔表12〕である。

公契約条例の制定そのものは市議会の採決結果によるが、そこに至る議論の深まりが重要である。すなわち、「条例」の対象となる公共工事、業務委託等は「（品）質」の確保が求められ、価格だけの競争ではなく、「公共の福祉」への寄与が問われるからである。

解決しなければならないのは、①中小企業の経営改善をはかることができる入札・契約制度への改革、②アウトソーシングされる業務における「ディセントワーク」（「国連」の21世紀戦略－働きがいのある仕事と生活できる賃金）の確保を統一した社会的合意である。「二律背反」の現実的解決である。この点では、「賃金の安さを企業の競争条件としない」という視点が求められる。札幌市議会において「骨太い」政策議論の深まりと市民的にも「住民自治」の深化が不可欠といえる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **〔表12〕参議院選挙「公契約条例・法の制定」に対する公開質問への**  **回答** | | | | **「最賃」の前倒し引上げ** |
| 札幌市議会会派 | 議席 | 反貧困ネット | 地区労連等 | 反貧困ネット |
| 自民党・市民会議 | 24 | 保留 | 議論必要 | 保留 |
| 民主党・市民連合 | 23 | 賛成 | 賛成 | 賛成 |
| 公明党 | 9 | 保留 | 時期尚早反対 | 賛成 |
| 日本共産党 | 5 | 賛成 | 賛成 | 賛成 |
| 市民ネットワーク北海道 | 3 | （賛成） |  |  |
| 市民改革・みんなの会 | 3 | （拘束なし） |  |  |
| みんなの党 | １ | （反対） |  |  |
| 市議会に議席なし |  |  |  |  |
| 社民党 |  | 賛成 | 賛成 | 賛成 |
| 新党大地 |  | 賛成 |  | 賛成 |
| 維新の会 |  | 賛成 |  | 賛成 |
| みんなの党 |  | 保留 |  | 保留 |
| 「2013参院選貧困問題・対策に関する公開質問」  （反貧困ネット北海道）  札幌地区労連など4労働組合の公開質問 | | | |  |

**〔第２〕**は「官製ワーキングプワ」を市民的に「可視化」する必要である。公契約条例は公共工事、業務委託のもとで働く労働者の賃金の「底上げ」を意図しているが、これらの実態は「建設政策研究所北海道センター」の調査など部分的にしか明らかになっていない。今回、札幌市が委託する保全業務の清掃員に「手がついた」ばかりである。

問題の焦点は「税金」で行われる仕事で「貧困」がつくり出されていることにある。その実態把握なしに改善を描けないのは自明である。

ここでは、公共工事、業務委託に加えて公契約条例の対象となる「指定管理者」のもとの労働者数[[27]](#footnote-27)と札幌市が「直接雇用」している非正規労働者数[[28]](#footnote-28)を紹介している

■指定管理者のもとの職員3,283人（2010.4）

　うち、派遣、パート、有期雇用など2,165人（66％）

■札幌市の正職員は14,373人。非正規職員は2,984人である。（20.8%、同）

うち常勤で働く非常勤職員　2,011人

　 　 恒常的に働く臨時職員 974人

札幌市政は正規公務員とともに5,184人の非公務員が担っている。実に36％である。いま、問題にするのは「公務」が公務員以外で行われことの是非ではなく、これらの労働者の賃金の安さである。非正規職員の最低時給の基準は、現業正職員の初任給127,600円（2011．４、時給846円）であるが、公務員も

含め、その「適正水準」が問われているといえる。

**〔第3〕**は最低賃金の「時給1,000円以上」への引き上げである。現下の日本経済においては「最賃の引上げ」と「賃上げ」を求める社会的合意が存在する。

主な動きを確認する。

①民主党政権下の「雇用戦略対話」[[29]](#footnote-29)は最低賃金を「2020年までに時給1,000円、できるだけ早期に全国平均800円」と合意した。もっともその「時期」や「景気に配慮」など問題を残したが「時給1,000円」がまな板に乗ったのである。

〔表12〕の右蘭は「雇用戦略対話」の合意について最低賃金の引上げの「前倒し」の意思を現時点で問うたものである。

②現在、「アベノミクス」のもとで政府自ら[[30]](#footnote-30)が「賃上げが必要」「その条件がある」と述べる状況にある。最低賃金の引上げについても「良く研究したい」と否定していない。

「賃上げ」は今や労働者にとどまらず、国民的な課題となっているのである。

③公契約条例の対象となる公共工事と業務委託の積算単価が2013年度、大幅に引き上げられた。実際の賃金（実勢単価）にもとづいて翌年の賃金単価を決める方式に対し、積算段階で「労働条件改善」のための金額を政策判断でプラスし、発注者が請負者に賃上げを求めるものである。すなわち「結果として賃上げ」[[31]](#footnote-31)が政策目的となっている。

公共事業設計労務単価－17.5％（北海道、平均）

保全業務労務単価－9.6％（清掃員C）

今年度のこうした措置は、政府・自治体が「公共調達」（公共工事、業務委託だけでなく印刷発注・物品購入も）を通じて調達先の労働者の賃金・労働条件を改善できることを示している。新たな運動への示唆が与えられているといえる。

**〔第4〕**は「賃上げ」への社会的合意が広がるもとで、「最賃引上げ」に異をとなえる道ビルメンテナス協会の立ち位置が特異である。

「協会」は「最低賃金の引上げに対する異議申立書」[[32]](#footnote-32)を道労働局長に提出している。要旨は「業界の困難と疲弊の現実」とともに「生活保護費が毎年増加すると、最賃の大幅引き上げが続き、支払い能力を超える。『最賃引上げ倒産』と『最賃難民』が増える」というものであり、生活保護費の引き下げにも通じる主張である。

また、「NPO労働相談・組合づくりセンター」の賃上げ要請に対しては「労務単価が約10％アップしたが‥直ちに賃金を引き上げることは現状の企業体力から難しく、これらの状況をもう数年、アベノミクスを含めた経済動向を見極める必要がある」[[33]](#footnote-33)という答えにある。

最低賃金引上げに反対する立ち位置からは、それを上回る「設定賃金」[[34]](#footnote-34)を義務付ける公契約条例の是認は今後もあり得ないことになる。

ビルメンテナス業界(に限らないが)に求められているのは、最低賃金制度の社会政策的な意義を踏まえ、「企業の社会的責任」の議論であるように思われる。

**〔第5〕**は保全業務など「官製ワ―キングプワ」に置かれている自治体関連労働者の当事者としての「団結」の問題である。従来の企業内労働組合の組織論で対応できないのは明らかである。中小企業との「共存・共闘」の新たな組織政策も問われている。この点は、「せいそうユニオン」の実践を重ねながら機会を別に論じたいと考えている。

最後に札幌市契約管理課の担当者と道ビルメン協会のご協力にあらためて感謝しておきたい。

|  |  |
| --- | --- |
| **〔資料〕　「保全業務」の入札制度に対する道ビルメン協会の「要望」と札幌市の「回答」（要旨）** | |
| 道・札幌ビルメン協会の2013年度入札への要望（2012.10） | 札幌市の回答（2012.10.31） |
| １．予定価格の積算方法の周知と実施確認  ①予定価格を歩掛りと技術者の配置、労務単価など「積算基準」「労務単価」により決定すること。  ②WTO物件を実態に見合うよう見直すこと。（仕様、積算） | ①発注部局に対し、事務説明会や通知で周知徹底する。契約管理課が積算調書により確認する。  「積算基準」にないものは市独自の積算ルールを検討中。  ②積算が適正であり、WTOの適用を受けるものはやむを得ない。 |
| ２．最低制限価格の決定方法の見直し低入札価格調査  ①「労務単価」は実勢単価。直接人件費の最低制限率は100％とすること。  ②別途見積りを人手の要する業務の最低制限率を準用すること。  ③低価格入札制度の基準価格決定を最低制限価格決定法方法を準用すること。 | ①平成24年度発注分より最低制限価格を引けあげた。現在、落札率や賃金状況、効果を検証中。  ②最低制限算定率を「その他経費」として70％を使用している。検討中の積算ルールで一律70％の運用を改める。  ③算出は同じ方法で設定している。失格判断は可能な限り厳格に行う。実効性あるダンピング防止策は総合評価落札方式等を研究中。 |
| ３．履行要件と参加要件の徹底と厳格な審査の実施  ①各種法令遵守の確認（履行要件）  ・最低賃金以上の賃金支払い  ・健康診断の実施  ・社会、労働保険の加入（加入要件を満たす者）  ・清掃業の知事登録者  ②施行能力の確認（履行要件）  ・損害保険への加入  ・履行可能な従業員の確保  ③道内企業の育成（参加要件）  ・予定価格が2,500万円未満。（市内に本社、支店等の常駐の営業拠点）  ・緊急事態に即応できる責任者の常駐。 | 平成24年度実施－WTO物件の清掃業務の賃金支払い、社会保険加入、健康診断の実施状況を8月に実施した。  12月に最低賃金の引き上げ遵守確認を行う。  平成25年度－WTO物件以外にも拡大する。  ①平成25・26年度競争入札参加登録資格登録（11月から）の申請要件に社会保険の適用、健康診断実施を確認できる書類提出を求める改正を行った。  ・知事登録については、登録要件である清掃作業監督者の在席が確認できる書類の提出を求めて行きたい。  ②損害保険加入は経営判断。履行に必要とは考えられないので義務付けはしない。従業員数は受注者の技術力で相違する。従業員数を仕様で決めることは、請負契約の趣旨と異なる。積算上の人工と実配置の一致を求めることは考えていない。履行検査の厳格化には対応する。  ③WTO適用以外の一定額案件に対し制限付き一般競争入札を試行的に導入する。事後審査で厳格化をはかる。その際、「市内に本店または支店等がある者」とする参加要件に制限を付すことを考えている。  ・一定額以下の案件は、引き続き指名競争入札とする。「市内に本店がある者」に限定する。 |
| ４．履行保証のための業務計画書等提出の義務化  ①落札業者には仕様にもつづく配置人数、使用器資材、作業手順と所要時間など業務実施計画書の提出と確実な履行を義務付けること。  ②業務費内訳書には直接人件費及び直接物品費以外の管理費及び一般管理費は、構成比の総額のみの表示にしてもらいたい。 | ①平成17年度より庁舎清掃において入札額の応じた内訳書（積算内訳書）、賃金支給計画書及び配置計画書の提出を求めている。  平成24年からはボイラー等運転監視業務も求めている。  ②平成24年度発注分より積算内訳書の様式を改善した。確認の必要な研修費用、法定福利費を除く項目を簡素化し、総額記載にあらためている。 |
| ５．検査・評価の実施  ①手抜き等を防止するため、「検査」「評価」を実施すること。  ②特にWTO物件は品質保持に疑義があるので厳格に。  ③不良、不誠実な履行状況が確認された場合は、指名停止を含むペナルティを科すこと。 | ①市役所本庁舎、区役所、地下鉄駅舎の清掃業務を対象に「履行評価」を試行実施している。（平成24年6月～12月）  結果を検証し、課題・問題点を整理し、必要性を検証する。  ③札幌市競争入札等参加停止措置要領に該当する場合はペナルティを科す。 |
| ６．複数年契約（3年以上）  ①建築保全業務を3年以上の複数年契約とすること。  ②WTO物件はテロ対策の立場から一般入札ではなく、管理委託できる業者を指定した入札としてもらいた。 | ①3年以内を基本として平成25年度発注より、可能なものから順次適用を検討する。  ②他都市とも情報交換し、政府調達協定の趣旨に沿って対応する。あらたなWTO手共案件は発注・入札方法を見直す。 |
| ７．公契約条例ー対象を限定せず、受注企業全体の労働環境改善に使用するようにしてもらいたい。 | 条例制定をきっかけに業界全体のステータス向上の一助と考える。ご理解をお願いする。 |

1. 日本標準産業分類第12回改定。 [↑](#footnote-ref-1)
2. テルウェル東日本(株)北海道事業本部

   日本メックス(株)北海道支店

   日本管財(株)北海道支店 [↑](#footnote-ref-2)
3. 「全国ビルメン協会」の2011年北海道集計分。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 雇用契約書の文言は「1年雇用」である。「契約満了による解雇」は裁判において困難がともなう。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 道ビルメン協会が「公契約条例に係る北海道新聞からの取材対応について」を会員企業に配信している。内容は「問い１～4とその文書回答」である。取材日2013.4.15。全文は協会HP参照。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 国土交通省の所管 [↑](#footnote-ref-6)
7. 平成20年3月、国土交通省大臣官房官庁営繕部 [↑](#footnote-ref-7)
8. 道ビルメンテナス協会は人件費が「80％以上」（最賃審議会への要望、2012,7.25）と強調している。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 例えば土木工事で1m四方の穴を人力で掘る場合に3人で6時間かかるとする。3×6=のべ18時間。1日の労働時間を8時間として18/8=2.25となる。 これを普通作業員2.25人工(にんく)といういい方をする。 [↑](#footnote-ref-9)
10. NPO労働相談・組合づくりセンターの「協会」へのヒアリング。（2013.6.28） [↑](#footnote-ref-10)
11. 「建築保全業務積算要領」（平成25年度版、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室） [↑](#footnote-ref-11)
12. 代表伊藤誠一弁護士。学者、弁護士、市民団体、連合、地区労連などで構成。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 「条例に慎重な議員からも『業界は要求し過ぎだ』との声がもれはじめた」（道新、2012．６．２１） [↑](#footnote-ref-13)
14. 北海学園公開授業（2012.7.25）における「道ビルメン協会の意見」(協会HP)‘ [↑](#footnote-ref-14)
15. NPO労働相談・組合づくりセンターの「協会」へのヒアリング。（2013.6.28） [↑](#footnote-ref-15)
16. 札幌市HP(ホーム►観光・産業・ビジネス►お知らせ►物品・役務契約に関するお知らせ) [↑](#footnote-ref-16)
17. 「道新」（2012.6.21）「公契約条例導入で（公共工事、業務委託、指定管理者の）業者が賃上げに必要な経費は2億100万円。最低制限価格の引き上げで受注業者は21億5000万円の増収になり、計算上は余裕がある」 [↑](#footnote-ref-17)
18. 中山徹（「建設政策」２０05.1） [↑](#footnote-ref-18)
19. 郷原信郎（「朝日新聞」2006.10.7） [↑](#footnote-ref-19)
20. 札幌市はWTO案件を「札幌市も適用される政府調達契約のこと。1996年1月1日発効。物品やサービス、建設工事のうち一定額以上の入札・契約について国内外企業を平等に取り扱う定め」と説明している。 [↑](#footnote-ref-20)
21. 脚注4に同じ。 [↑](#footnote-ref-21)
22. 尾立源幸参議院議員の「質問主意書」に対する麻生太郎総理大臣答弁書。平成21.2.24 [↑](#footnote-ref-22)
23. 「公契約法・公契約条例の制定を求める意見書」（日弁連、2011．4.11） [↑](#footnote-ref-23)
24. 「設定賃金」とは受注者に対し、労働者への支払いを義務づける規定水準以上の賃金額。条例の核心である。条例制定後、公・労・使の３者構成の「審議会」が設置される。 [↑](#footnote-ref-24)
25. NPO労働相談・組合づくりセンターは「単身、家賃44,000円、5４歳、時給719円、7.5時間、月21日で月額113,242円」の区役所清掃員の実例にもとづく生活保護支給について本庁生活保護課に試算を求め、月額約42,000を確認した。なお、灯油代、一時金の加算により実際はより多くなる。（155,000円÷21日）÷8時間＝922円 [↑](#footnote-ref-25)
26. 脚注4に同じ。 [↑](#footnote-ref-26)
27. 道労連の2010年春闘における「自治体キャラバン」に対する札幌市の回答。全道各市のまとめは道労連へ。 [↑](#footnote-ref-27)
28. 同上。 [↑](#footnote-ref-28)
29. 2010.6.3、政府、日本経団連、連合が合意 [↑](#footnote-ref-29)
30. 一連の国会議論を踏まえている。「内部留保1％で月1万円の賃上げが可能」（笠井亮衆議2.8）に対し「条件はある」（麻生太郎財務大臣）「中小企業支援とセットで最賃アップを」（大門実紀史参議2.20）に対し「良く研究したい」（安倍晋三首相）など。 [↑](#footnote-ref-30)
31. 日建連の谷田海孝男常務執行役（2013.7.8トンネルじん肺根絶闘争本部との会談。本部長として筆者も参加） [↑](#footnote-ref-31)
32. 2012.9.4道ビルメン協会HPに全文記載。 [↑](#footnote-ref-32)
33. 脚注4に同じ。 [↑](#footnote-ref-33)
34. 脚注23に同じ。 [↑](#footnote-ref-34)